

平 14 全経外第 20 号

平成 14 年 9 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会

「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い
(その 1) (案)」に対する全銀協意見書について

今般、当協会では、標記実務対応報告公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「連結納税制度を適用した場合の税効果会計の考え方」(2～3 頁)について

Q 1 の A 「(2) 連結納税会社の個別財務諸表における税効果会計の適用」では、「法人税に係る繰延税金資産については、連結所得も考慮の上、回収可能性を判断し、将来の会計期間において回収が行われると見込まれない税金の額は控除することとなる。」とされているが、連結所得の考慮の方法について具体的な設例を示していただきたい。

2. 「繰延税金資産及び繰延税金負債の計算」(5 頁)について

Q 2 の A 「(2) 連結納税会社の個別財務諸表における税効果会計の適用」では、「法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債は、・・・法人税の法定実効税率(連結納税親会社の法定実効税率)を乗じて計算する。」とされているが、例えば子銀行の場合、事業税における業態別の外形標準課税を原因に、必ずしも連結グループ会社間の実効税率は整合しておらず、一律連結納税親会社の実効税率を使用することはできない。このため、該当部分は「法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債は、・・・法人税の法定実効税率(連結納税親会社の法定実効税率)を乗じて計算する。ただし、連結納税親会社と連結納税子会社の法定実効税率が異なる場合には、この

限りでない。」としていただきたい。

3. 「繰延税金資産の回収可能性」(6 頁)、「表示及び開示」(13 頁)について

Q 4 について、連結納税会社の繰延税金資産の回収可能性を検証する際、Q 2 の繰延税金資産・負債を計算する時と同様の方式により、連結納税制度の法人税と単体納税制度の住民税等（住民税、事業税）に区分して行う必要があるか。例えば、個別所得が不十分でも連結所得が十分であれば回収可能性があるものとして判断されるのであれば、敢えて区分して計算する必要はないと考えるがいかがか。

仮に区分して検証する必要がある場合、事業税に係る繰延税金資産の回収可能性の検証に当たっては、国外事業所得等の事業税特有の調整項目を勘案する必要はないと考えてよいか。また、Q17 の A 2 「連結財務諸表及び財務諸表において、連結納税制度を適用している旨を注記する」場合、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の重要な差異に関する注記についても、各々に区分して行う必要があるのか。

以 上